

**【表紙】**

<b>【提出書類】</b>	有価証券届出書の訂正届出書	
<b>【提出先】</b>	東海財務局長	
<b>【提出日】</b>	平成30年 5 月21日	
<b>【会社名】</b>	株式会社メニコン	
<b>【英訳名】</b>	Menicon Co., Ltd.	
<b>【代表者の役職氏名】</b>	代表執行役社長 田中英成	
<b>【本店の所在の場所】</b>	愛知県名古屋市中区葵三丁目21番19号	
<b>【電話番号】</b>	052-935-1515(代表)	
<b>【事務連絡者氏名】</b>	執行役 戦略統括本部長 渡邊基成	
<b>【最寄りの連絡場所】</b>	愛知県名古屋市中区葵三丁目21番19号	
<b>【電話番号】</b>	052-935-1515(代表)	
<b>【事務連絡者氏名】</b>	執行役 戦略統括本部長 渡邊基成	
<b>【届出の対象とした募集有価証券の種類】</b>	新株予約権付社債	
<b>【届出の対象とした募集金額】</b>	(第1回新株予約権付社債) その他の者に対する割当	4,040,000,000円
	(第2回新株予約権付社債) その他の者に対する割当	3,960,000,000円
<b>【安定操作に関する事項】</b>	該当事項なし	
<b>【縦覧に供する場所】</b>	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (愛知県名古屋市中区栄三丁目8番20号)	

## 1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2018年5月21日に提出した有価証券届出書の記載事項のうち、2018年5月21日に「新株予約権の行使時の払込金額(転換価額)」が確定し、その他関連する事項が決定されましたので、これらを訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

### 第一部 証券情報

#### 第1 募集要項

##### 1 新規発行新株予約権付社債(第1回新株予約権付社債)

「償還の方法」欄

(新株予約権付社債に関する事項)

「新株予約権の行使時の払込金額」欄

##### 2 新規発行新株予約権付社債(第2回新株予約権付社債)

「償還の方法」欄

(新株予約権付社債に関する事項)

「新株予約権の行使時の払込金額」欄

#### 第3 第三者割当の場合の特記事項

##### 1 割当予定先の状況

d. 割り当てようとする株式の数

##### 3 発行条件に関する事項

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

##### 5 第三者割当後の大株主の状況

## 3 【訂正内容】

訂正箇所は\_\_\_\_\_ (下線)を付して表示しております。

## 第一部 【証券情報】

## 第1 【募集要項】

## 1 【新規発行新株予約権付社債(第1回新株予約権付社債)】

「償還の方法」欄

(訂正前)

償還の方法	2. 社債の償還の方法及び期限 (5) 組織再編行為による繰上償還 < 前略 > 組織再編行為償還金額(%)									
	償還日	参照バリエーション								
		70%	80%	90%	100%	110%	120%	130%	140%	150%
	2018年 6月7日	97.22	99.52	103.08	108.01	114.27	121.78	130.40	140.00	150.00
	2019年 6月7日	97.78	99.50	102.60	107.24	113.36	120.83	130.00	140.00	150.00
	2020年 6月7日	98.56	99.33	101.52	105.78	112.19	120.38	130.00	140.00	150.00
2021年 5月25日	99.94	99.94	99.94	100.00	110.00	120.00	130.00	140.00	150.00	
<p>(注) 上記表中の数値は、2018年5月18日現在における見込みの数値であり、転換価額の決定時点における金利、当社普通株式の株価、ボラティリティ及びその他の市場動向を勘案した当該償還時点における本転換社債の価値を反映する金額となるように、当社代表執行役社長又はその代理人が、当社取締役会の授権に基づき、転換価額の決定と同時に決定する。</p>										

(訂正後)

償還の方法	2. 社債の償還の方法及び期限 (5) 組織再編行為による繰上償還 < 前略 > 組織再編行為償還金額(%)									
	償還日	参照バリエーション								
		70%	80%	90%	100%	110%	120%	130%	140%	150%
	2018年 6月7日	97.23	99.53	103.09	108.02	114.27	121.78	130.40	140.00	150.00
	2019年 6月7日	97.79	99.51	102.61	107.25	113.37	120.83	130.00	140.00	150.00
	2020年 6月7日	98.56	99.33	101.52	105.78	112.19	120.38	130.00	140.00	150.00
2021年 5月25日	99.94	99.94	99.94	100.00	110.00	120.00	130.00	140.00	150.00	

## (新株予約権付社債に関する事項)

## 「新株予約権の行使時の払込金額」欄

(訂正前)

新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額</p> <p>(3) 各本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算出するにあたり用いられる価額(以下、本「1 新規発行新株予約権付社債(第1回新株予約権付社債)」において「転換価額」という。但し、別記「組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」欄において、「転換価額」は、承継新株予約権の行使により交付する承継会社等の普通株式の数を算出するにあたり用いられる価額をいう。)は、<u>当社代表執行役社長又はその代理人が、当社取締役会の授権に基づき、2018年5月21日(本転換社債の発行決議日同日)の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の105%以上で、市場動向等を勘案して決定する。但し、転換価額は本欄第2項第(1)号乃至第(7)号に定めるところにより調整されることがある。</u></p> <p style="text-align: center;">&lt;中略&gt;</p> <p>2. 転換価額の調整</p> <p>(4) 「特別配当」とは、2021年5月25日までの間に終了する各事業年度内に到来する配当に係る各基準日につき、当社普通株式1株当たりの剰余金の配当(会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭を含む。金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当の場合には、かかる配当財産の簿価を配当の額とする。)の額に当該基準日時点における各社債の金額(金1億円)当たりの本新株予約権の目的である株式の数を乗じて得た金額の当該事業年度における累計額が、<u>基準配当金(基準配当金は、各社債の金額(金1億円)を2018年5月21日又はその翌日に決定する転換価額で除して得られる数値(円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。)に25を乗じた金額とする。)</u>に当該事業年度に係る下記に定める比率(当社が当社の事業年度を変更した場合には、下記に定める事業年度及び比率は合理的に修正されるものとする。)を乗じた金額を超える場合における当該超過額をいう。</p> <p>2019年3月末日に終了する事業年度 1.00  2020年3月末日に終了する事業年度 1.10  2021年3月末日に終了する事業年度 1.21</p>
----------------	---

(訂正後)

<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額</p> <p>(3) 各本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算出するにあたり用いられる価額(以下、本「1 新規発行新株予約権付社債(第1回新株予約権付社債)」において「転換価額」という。但し、別記「組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」欄において、「転換価額」は、承継新株予約権の行使により交付する承継会社等の普通株式の数を算出するにあたり用いられる価額をいう。)は、<u>3,219円</u>とする。但し、転換価額は本欄第2項第(1)号乃至第(7)号に定めるところにより調整されることがある。</p> <p style="text-align: center;">&lt; 中略 &gt;</p> <p>2. 転換価額の調整</p> <p>(4) 「特別配当」とは、2021年5月25日までの間に終了する各事業年度内に到来する配当に係る各基準日につき、当社普通株式1株当たりの剰余金の配当(会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭を含む。金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当の場合には、かかる配当財産の簿価を配当の額とする。)の額に当該基準日時点における各社債の金額(金1億円)当たりの本新株予約権の目的である株式の数を乗じて得た金額の当該事業年度における累計額が、<u>776,637.50円(基準配当金)</u>に当該事業年度に係る下記に定める比率(当社が当社の事業年度を変更した場合には、下記に定める事業年度及び比率は合理的に修正されるものとする。)を乗じた金額を超える場合における当該超過額をいう。</p> <table data-bbox="774 1030 1236 1120"> <tr> <td>2019年3月末日に終了する事業年度</td> <td>1.00</td> </tr> <tr> <td>2020年3月末日に終了する事業年度</td> <td>1.10</td> </tr> <tr> <td>2021年3月末日に終了する事業年度</td> <td>1.21</td> </tr> </table>	2019年3月末日に終了する事業年度	1.00	2020年3月末日に終了する事業年度	1.10	2021年3月末日に終了する事業年度	1.21
2019年3月末日に終了する事業年度	1.00						
2020年3月末日に終了する事業年度	1.10						
2021年3月末日に終了する事業年度	1.21						

## 2 【新規発行新株予約権付社債(第2回新株予約権付社債)】

「償還の方法」欄

(訂正前)

償還の方法	2. 社債の償還の方法及び期限									
	(5) 組織再編行為による繰上償還									
	< 前略 >									
	組織再編行為償還金額(%)									
	償還日	参照バリティ								
		70%	80%	90%	100%	110%	120%	130%	140%	150%
	2018年 6月7日	97.82	100.26	103.94	108.91	115.12	122.47	130.82	140.07	150.00
2019年 6月7日	98.18	100.02	103.24	107.97	114.18	121.73	130.40	140.00	150.00	
2020年 6月7日	98.72	99.59	101.90	106.19	112.51	120.51	130.00	140.00	150.00	
2021年 5月25日	99.94	99.94	99.94	100.00	110.00	120.00	130.00	140.00	150.00	
(注) 上記表中の数値は、2018年5月18日現在における見込みの数値であり、転換価額の決定時点における金利、当社普通株式の株価、ボラティリティ及びその他の市場動向を勘案した当該償還時点における本転換社債の価値を反映する金額となるように、当社代表執行役社長又はその代理人が、当社取締役会の授権に基づき、転換価額の決定と同時に決定する。										

(訂正後)

償還の方法	2. 社債の償還の方法及び期限									
	(5) 組織再編行為による繰上償還									
	< 前略 >									
	組織再編行為償還金額(%)									
	償還日	参照バリティ								
		70%	80%	90%	100%	110%	120%	130%	140%	150%
	2018年 6月7日	97.84	100.27	103.95	108.92	115.13	122.47	130.83	140.07	150.00
2019年 6月7日	98.19	100.03	103.24	107.97	114.19	121.73	130.40	140.00	150.00	
2020年 6月7日	98.73	99.60	101.90	106.19	112.51	120.51	130.00	140.00	150.00	
2021年 5月25日	99.94	99.94	99.94	100.00	110.00	120.00	130.00	140.00	150.00	

## (新株予約権付社債に関する事項)

## 「新株予約権の行使時の払込金額」欄

(訂正前)

新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額</p> <p>(3) 各本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算出するにあたり用いられる価額(以下、本「2 新規発行新株予約権付社債(第2回新株予約権付社債)」において「転換価額」という。但し、別記「組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」欄において、「転換価額」は、承継新株予約権の行使により交付する承継会社等の普通株式の数を算出するにあたり用いられる価額をいう。)は、<u>当社代表執行役社長又はその代理人が、当社取締役会の授権に基づき、2018年5月21日(本転換社債の発行決議日同日)の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の115%以上で、市場動向等を勘案して決定する。但し、転換価額は本欄第2項第(1)号乃至第(7)号に定めるところにより調整されることがある。</u></p> <p style="text-align: center;">&lt;中略&gt;</p> <p>2. 転換価額の調整</p> <p>(4) 「特別配当」とは、2021年5月25日までの間に終了する各事業年度内に到来する配当に係る各基準日につき、当社普通株式1株当たりの剰余金の配当(会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭を含む。金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当の場合には、かかる配当財産の簿価を配当の額とする。)の額に当該基準日時点における各社債の金額(金1億円)当たりの本新株予約権の目的である株式の数を乗じて得た金額の当該事業年度における累計額が、<u>基準配当金(基準配当金は、各社債の金額(金1億円)を2018年5月21日又はその翌日に決定する転換価額で除して得られる数値(円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。)に25を乗じた金額とする。)</u>に当該事業年度に係る下記に定める比率(当社が当社の事業年度を変更した場合には、下記に定める事業年度及び比率は合理的に修正されるものとする。)を乗じた金額を超える場合における当該超過額をいう。</p> <p>2019年3月末日に終了する事業年度 1.00  2020年3月末日に終了する事業年度 1.10  2021年3月末日に終了する事業年度 1.21</p>
----------------	---

(訂正後)

<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額</p> <p>(3) 各本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算出するにあたり用いられる価額(以下、本「2 新規発行新株予約権付社債(第2回新株予約権付社債)」において「転換価額」という。但し、別記「組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」欄において、「転換価額」は、承継新株予約権の行使により交付する承継会社等の普通株式の数を算出するにあたり用いられる価額をいう。)は、<u>3,525円</u>とする。但し、転換価額は本欄第2項第(1)号乃至第(7)号に定めるところにより調整されることがある。</p> <p style="text-align: center;">&lt; 中略 &gt;</p> <p>2. 転換価額の調整</p> <p>(4) 「特別配当」とは、2021年5月25日までの間に終了する各事業年度内に到来する配当に係る各基準日につき、当社普通株式1株当たりの剰余金の配当(会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭を含む。金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当の場合には、かかる配当財産の簿価を配当の額とする。)の額に当該基準日時点における各社債の金額(金1億円)当たりの本新株予約権の目的である株式の数を乗じて得た金額の当該事業年度における累計額が、709,220.00円(基準配当金)に当該事業年度に係る下記に定める比率(当社が当社の事業年度を変更した場合には、下記に定める事業年度及び比率は合理的に修正されるものとする。)を乗じた金額を超える場合における当該超過額をいう。</p> <table data-bbox="774 1025 1236 1122"> <tr> <td>2019年3月末日に終了する事業年度</td> <td>1.00</td> </tr> <tr> <td>2020年3月末日に終了する事業年度</td> <td>1.10</td> </tr> <tr> <td>2021年3月末日に終了する事業年度</td> <td>1.21</td> </tr> </table>	2019年3月末日に終了する事業年度	1.00	2020年3月末日に終了する事業年度	1.10	2021年3月末日に終了する事業年度	1.21
2019年3月末日に終了する事業年度	1.00						
2020年3月末日に終了する事業年度	1.10						
2021年3月末日に終了する事業年度	1.21						



### 第3 【第三者割当の場合の特記事項】

#### 1 【割当予定先の状況】

##### d. 割り当てようとする株式の数

(訂正前)

第1回転換社債に付された新株予約権の全てが、2018年5月18日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の105%に相当する金額を転換価額として行使された場合に交付される株式の数は1,263,400株です。

第2回転換社債に付された新株予約権の全てが、2018年5月18日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の115%に相当する金額を転換価額として行使された場合に交付される株式の数は1,153,400株です。

(訂正後)

第1回転換社債に付された新株予約権の全てが、転換価額(3,219円)で行使された場合に交付される株式の数は1,242,600株です。

第2回転換社債に付された新株予約権の全てが、転換価額(3,525円)で行使された場合に交付される株式の数は1,134,720株です。

#### 3 【発行条件に関する事項】

##### (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

(訂正前)

本転換社債が全て転換された場合に交付される株式数(第1回転換社債及び第2回転換社債の転換価額を、それぞれ2018年5月18日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の105%及び115%と仮定して算出した見込数の合計値。以下同じです。)は2,416,800株(議決権数24,168個)であり、希薄化率(2018年3月31日現在の当社の発行済株式総数である36,804,000株(総議決権数351,709個)を分母とします。)は6.6%(議決権における割合は、総議決権数の6.9%)に相当します。

< 中略 >

また、今般の資金調達については、本転換社債が全て転換された場合に交付される株式数2,416,800株に対し、取引所における当社普通株式の過去6ヵ月における1日当たり平均出来高は115,088株であり、一定の流動性を有していることから、本転換社債の発行は市場に過度の影響を与える規模ではなく、希薄化の規模は合理的であると判断しました。

(訂正後)

本転換社債が転換価額(第1回転換社債については3,219円、第2回転換社債については3,525円。以下同じです。)で全て転換された場合に交付される株式数は2,377,320株(議決権数23,773個)であり、希薄化率(2018年3月31日現在の当社の発行済株式総数である36,804,000株(総議決権数351,709個)を分母とします。)は6.5%(議決権における割合は、総議決権数の6.8%)に相当します。

< 中略 >

また、今般の資金調達については、本転換社債が転換価額で全て転換された場合に交付される株式数2,377,320株に対し、取引所における当社普通株式の過去6ヵ月における1日当たり平均出来高は115,088株であり、一定の流動性を有していることから、本転換社債の発行は市場に過度の影響を与える規模ではなく、希薄化の規模が合理的であると判断しました。

## 5 【第三者割当後の大株主の状況】

(訂正前)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有 議決権数 の割合 (%)	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
ドイツ銀行ロンドン支店(ドイツバンクアゲーロンドン6100) (常任代理人ドイツ証券)	Winchester House, 1 Great Winchester Street, London EC2N 2DB, England, UK (東京都千代田区永田町二丁目11番1号 山王パークタワー)	20,230	0.06	2,437,030	6.50
メニコン社員持株会	愛知県名古屋市市中区葵三丁目21番19号	2,179,322	6.21	2,179,322	5.81
株式会社トヨタミ	愛知県名古屋市千種区山門町1丁目48-8	1,982,000	5.65	1,982,000	5.28
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	1,932,600	5.51	1,932,600	5.15
田中 英成	愛知県名古屋市名東区	1,826,000	5.20	1,826,000	4.87
塚本 香津子	愛知県名古屋市名東区	1,414,000	4.03	1,414,000	3.77
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	1,231,000	3.51	1,231,000	3.28
株式会社マミ	愛知県名古屋市名東区社台1丁目222	1,034,000	2.95	1,034,000	2.76
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2-7-1	800,000	2.28	800,000	2.13
田中 康範	愛知県名古屋市千種区	682,000	1.94	682,000	1.82
株式会社近藤紡績所	愛知県名古屋市中区丸の内2丁目18番25号	660,000	1.88	660,000	1.76
計		13,761,152	39.2	16,177,952	43.1

(注)

&lt; 中略 &gt;

2. 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、「割当後の所有株式数」(2018年1月1日付株式分割による株式数の増加を反映しております。)に係る議決権の数を、「総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算出に用いた総議決権数に、第1回転換社債が2018年5月18日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の105%に相当する金額を転換価額として全て転換された場合に交付される株式の数(1,263,400株)及び第2回転換社債が2018年5月18日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の115%に相当する金額を転換価額として全て転換された場合に発行される当社株式(1,153,400株)に係る議決権の数を加えた数で除して算出しております。

&lt; 中略 &gt;

4. 割当予定先であるドイツ銀行ロンドン支店の「割当後の所有株式数」は、ドイツ銀行ロンドン支店が、第1回転換社債が2018年5月18日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の105%に相当する金額を転換価額として全て転換された場合に発行される当社株式(1,263,400株)及び第2回転換社債が2018年5月18日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の115%に相当する金額を転換価額として全て転換された場合に発行される当社株式(1,153,400株)を全て保有したと仮定した場合の数となります。ドイツ銀行ロンドン支店は、株価及び出来高の状況等により、本転換社債が転換された場合に交付される当社株式を短期で売却する可能性があります。なお、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第11条は、銀行業を営む会社は、原則他の事業会社(保険会社を除きます。)の総株主の議決権の5%を超えて保有することはできない旨定めていますので、ドイツ銀行ロンドン支店は、原則として当社発行済株式の5%を超えて保有することはできません。

(訂正後)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%)	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
ドイツ銀行ロンドン支店(ド イチェバンクアゲーロンドン 6100) (常任代理人ドイツ証券)	Winchester House, 1 Great Winchester Street, London EC2N 2DB, England, UK (東京都千代田区永田町二丁 目11番1号 山王パークタ ワー)	20,230	0.06	2,397,550	6.40
メニコン社員持株会	愛知県名古屋市中区葵三丁 目21番19号	2,179,322	6.21	2,179,322	5.81
株式会社トヨタミ	愛知県名古屋市千種区山門 町1丁目48-8	1,982,000	5.65	1,982,000	5.29
日本トラスティ・サービス信 託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8 番11号	1,932,600	5.51	1,932,600	5.16
田中 英成	愛知県名古屋市名東区	1,826,000	5.20	1,826,000	4.87
塚本 香津子	愛知県名古屋市名東区	1,414,000	4.03	1,414,000	3.77
日本スタートラスト信託銀 行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11 番3号	1,231,000	3.51	1,231,000	3.28
株式会社マミ	愛知県名古屋市名東区社台 1丁目222	1,034,000	2.95	1,034,000	2.76
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2- 7-1	800,000	2.28	800,000	2.13
田中 康範	愛知県名古屋市千種区	682,000	1.94	682,000	1.82
株式会社近藤紡績所	愛知県名古屋市中区丸の内 2丁目18番25号	660,000	1.88	660,000	1.76
計		13,761,152	39.2	16,138,472	43.1

(注)

&lt; 中略 &gt;

2. 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、「割当後の所有株式数」(2018年1月1日付株式分割による株式数の増加を反映しております。)に係る議決権の数を、「総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算出に用いた総議決権数に、第1回転換社債が転換価額で全て転換された場合に交付される株式の数(1,242,600株)及び第2回転換社債が転換価額で全て転換された場合に発行される当社株式(1,134,720株)に係る議決権の数を加えた数で除して算出しております。

&lt; 中略 &gt;

4. 割当予定先であるドイツ銀行ロンドン支店の「割当後の所有株式数」は、ドイツ銀行ロンドン支店が、第1回転換社債が転換価額で全て転換された場合に発行される当社株式(1,242,600株)及び第2回転換社債が転換価額で全て転換された場合に発行される当社株式(1,134,720株)を全て保有したと仮定した場合の数となります。ドイツ銀行ロンドン支店は、株価及び出来高の状況等により、本転換社債が転換された場合に交付される当社株式を短期で売却する可能性があります。なお、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第11条は、銀行業を営む会社は、原則他の事業会社(保険会社を除きます。)の総株主の議決権の5%を超えて保有することはできない旨定めていますので、ドイツ銀行ロンドン支店は、原則として当社発行済株式の5%を超えて保有することはできません。